

北海道警察からのお知らせ

1 犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度について

(1) 犯罪被害者等支援広報啓発強化期間

今年は、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）を含む

11月1日（土）から12月1日（月）まで

を、犯罪被害者等支援広報啓発強化期間とすることとしました。

道民の皆さんに犯罪被害者等支援について考えていただける機会となるよう、広報啓発活動に取り組んでまいります。

(2) 警察庁ウェブサイト「ギュっとCH（チャンネル）」の新設

警察庁ウェブサイト内に犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイトを新設しました。

相談窓口や支援制度の情報等を掲載しています。

ぜひご活用ください。

※ 「ギュっとCH」はこちら。



警察庁ホームページ
「ギュっとCH」に
遷移するQRコード



警察庁犯罪被害者等施策推進課公式Xに遷移するQRコード



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュっとちゃん



(3) 性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」

わいせつ被害や痴漢で悩んでいる方、家族・知人が被害に遭われて悩んでいる方、「相談したいけれど、警察署には行きづらい」と迷っている方。

まずは、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」にお電話ください。

あなたの心（ハート）に寄り添い、あなたの声をしっかりと受け止めます。

北海道内からダイヤルすると、発信された地域を管轄する警察本部（方面本部）の性犯罪被害相談窓口につながります。（24時間対応）

電話回線によっては、「#8103」につながらない場合がありますので、その際は0120-756-310（性犯罪被害110番、通話料無料）

にお電話ください。

(4) 犯罪被害者等への理解

自分自身が犯罪被害に遭う。自分の大切な人が犯罪被害に遭う。

あなたは、そのようなことを考えたことがありますか？

犯罪被害者等は、直接的なダメージのみならず、被害後も

- ・ 被害のトラウマによるフラッシュバック
- ・ 被害によるパニック障害、睡眠障害等の発症
- ・ 生活の立て直しや医療費などの経済的負担
- ・ 周囲の人からの心ない言動による二次的被害

など、様々な問題を抱えながら苦しんでいることが少なくありません。

犯罪被害者等が受けた被害の軽減、回復には、周囲の方の理解や共感、配慮及び協力がとても大切です。

社会全体で犯罪被害者等を支えていくことができる支援の輪を広げていきましょう。

(5) 犯罪被害者等のための各種相談窓口の積極的利用

警察では、事件や事故の被害に遭われた方、家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題などで悩んでいる方の相談を受け付けています。

また、事件や事故による心の傷が癒やされずに悩んでいる方のために、民間の被害者相談窓口のカウンセラーがあなたの話をお聞きします。

一人で悩まずに、まずはご相談ください。

<警察相談電話>

- ◇ 性犯罪被害110番 #8103（ハートさん）
 ※ #8103（ハートさん）につながらない場合
 フリーダイヤル 0120-756-310
- ◇ 少年相談110番
 フリーダイヤル 0120-677-110
- ◇ 暴力団相談電話 011-222-0200
- ◇ 道警相談センター #9110

<民間被害者相談電話>

- ◇ 北海道被害者相談室（札幌） 011-232-8740
- ◇ 函館被害者相談室 0138-43-8740
- ◇ 北・ほっかいどう被害者相談室（旭川） 0166-24-1900
- ◇ 釧路被害者相談室 0154-24-6002
- ◇ オホーツク被害者相談室（北見） 0157-25-1137
- ◇ 性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH） 0120-8891-77
- ◇ 函館・道南SART（性暴力被害対応チーム） 0138-85-8825

(6) 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族や、重傷病を負い、又は後遺障害が残った犯罪被害者の方に対して、国が給付金を支給する制度です。

法律により給付金を受けることができる方や申請の期間・方法が定められていますので、詳しい内容については、警察本部又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

2 女性に対する暴力対策の推進

『ストーカー、配偶者等からの暴力事案の防止』

ストーカー被害、配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか。

「恥ずかしい」「大げさにしたくない」と一人で抱え込まず、事が大きくなる前にできるだけ早く相談しましょう。

警察では、被害を拡大させないために、相手に対する警告、禁止命令や検挙等の措置、被害者を保護するための一時避難等の支援措置をとることができます。

一人で悩まず、早めの相談が被害の未然防止、拡大防止につながります。

各警察署の相談窓口、相談ダイヤル「#9110」又は各市町村に相談してください。

3 児童虐待防止対策の推進

『知らせよう あなたが あの子の声になる』

児童虐待事案の取扱いは依然として高い水準で推移しており、尊い子供の命が奪われるなどの痛ましい事件が後を絶ちません。

「しつけのつもり」は親の言い訳に過ぎません。

子供の立場に立って考え、虐待被害にあっている子供の早期発見をお願いします。
近所にこのような子供や保護者はいませんか。

- ・ 子供の泣き声や助けを求める声が頻繁に聞こえる
- ・ 子供の身体に不自然な傷が多い
- ・ 親を異常に怖がる、顔色をうかがっている
- ・ 子供の身体や衣服が汚れている
- ・ 子供のいる前で親がよくけんかをしている
- ・ 子供を長時間放置して外出する
- ・ 子供を可愛がっていない、関わりを持とうとしない
- ・ 家の中にゴミが散乱し異臭がする

児童虐待の疑いを感じたら、迷わずに児童相談所、市区町村警察に連絡して下さい。
勘違いでも構いません。

匿名でも構いません。

あなたの連絡が児童虐待から子供たちを救うことになります。

4 子供の性被害撲滅

(1) 少年向け

○ ネットの落とし穴に注意！

SNSの利用をきっかけとして多くの子供たちが性的な犯罪の被害にあっています。

○ SNSに個人情報や写真を載せるのはやめましょう。

- ・ 裸の画像などをネットに載せたり送るのはやめましょう。
- ・ 一度ネット上に流出した画像は全てを回収・削除することはできません。
- ・ 男女ともに被害にあっています。

○ ネットで知り合った人に、住所・名前などを教えることはやめましょう。

- ・ ネットで知り合った人は知らない人と同じです。
- ・ 犯罪者は優しい言葉をかけて良い人のふりをして近づきます。

○ 子供に対してわいせつ目的で会うことや裸の写真を要求することは犯罪です。

- ・ 直接会うことや裸の写真を求められたときはすぐに周囲の大人に相談しましょう。

○ オンラインゲーム上にも、子供に迫る犯罪者がいます。

- ・ ゲームに協力したり高価なアイテムをもらうことで、言うことに従わなければならなくなり、犯罪被害に遭うこともあります。
- ・ ボイスチャットやメッセージ機能での匿名・不特定の相手とのやりとりには注意しましょう。

(2) 保護者向け

○ フィルタリングサービスやペアレンタルコントロール機能を設定しましょう。

- ・ フィルタリングとは、有害サイトへのアクセスを制限するサービスです。
- ・ ペアレンタルコントロール機能は、子供のインターネットの利用状況を把握したり安全管理をすることができる機能です。
- ・ 子供が使うスマートフォンなどは、保護者が利用状況を管理し有害な情報にアクセスできないようにしましょう。

○ 非行・被害防止は家庭から！

- ・ 家庭は最も身近な社会です。
社会のルールやマナーを守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。

- ・ SNSなどの利用をきっかけとして、犯罪の被害に遭う子供が後を絶ちません。

家族全員でスマートフォンの使い方について話し合い、家庭のルールを作りましょう。

家庭のルールは、家族みんなで守りましょう。

○ こんな兆候は要注意！

- ・ 行き先を告げずに外出したり、夜遊びや外泊が多くなった。
- ・ 親に隠れて長時間スマートフォンを利用するようになった。

5 冬山遭難の防止

『冬山は 装備・計画 しっかりと』

(1) 無理のない計画を立て登山計画書を提出しましょう。

登山技術、体力、経験に応じた山を選ぶなど無理のない計画を立て、登山計画書を作成して、家族や職場等に渡すほか、最寄りの警察署又は交番・駐在所に提出しましょう。

(2) 単独での登山は避けましょう。

単独での登山を避け、経験豊富なリーダー等と一緒に登山しましょう。

(3) 万全の装備と余裕ある食料等を準備しましょう。

登山時の装備不備や食料不足が最悪の事態を招くおそれがあります。

急激な天候の変化にも耐えられる十分な装備と、停滞時に備えて食料や燃料等を準備しましょう。

(4) 携帯電話を持ちましょう。

万一の遭難に備え、携帯電話を必ず持ちましょう。

(5) 気象情報の確認をしましょう。

入山前には必ず天気予報を確認し、天候の悪化が予想される場合には登山を中止しましょう。

また、途中で天候が悪化した場合は、すぐに引き返すなど安全な登山に努めましょう。

(6) 慎重な行動を心掛けましょう。

冬山では地形や積雪量、気象の変化等を総合的に判断して行動しましょう。

また、雪庇の踏み抜きや雪崩の危険性が高い場所等は回避するなど、慎重に行動しましょう。

(7) スキー場の標識や注意事項を守りましょう。

スキー場コース外の滑走は、雪崩の発生や立木への衝突などの危険があるので、スキー場の注意事項をきちんと守りましょう。

6 指名手配被疑者の捜査強化

『ピンときたら110番』 【指名手配被疑者の発見にご協力を】

全国警察では、総力を挙げて指名手配被疑者の追跡捜査などを行っておりますが、逃走中の指名手配被疑者を一人でも多く発見、検挙するためには、捜査に対する皆様のご理解とご協力が欠かせません。

指名手配被疑者に関する情報は、どんな些細なことであっても、ためらわずに110番通報又は最寄りの警察施設に連絡をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

7 冬の交通安全運動の実施

『冬の路面は急変化！ スリップ招く 急ぐ心にブレーキを』

(1) 運動期間

11月13日（木）～11月22日（土）の10日間

(2) 運動重点

- こども・高齢者を始めとする歩行者の交通事故防止
- スリップ事故防止
- 全席シートベルト着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

(3) 交通事故防止ポイント

● ドライバーの皆さんへ

- 歩行者や自転車を見落としやすくなる薄暮時間帯から夜間の交通事故を防ぐため、交差点や横断歩道近くでは速度を落とし、安全確認を徹底しましょう。
- 信号機のない横断歩道を横断しようとする歩行者等がいる場合は、必ず横断歩道の手前で一時停止し、手で合図（ハンドサイン）をして横断を促しましょう。
- 降雪に対応できるよう、早めのタイヤ交換を行いましょう。

また、冬タイヤに交換後は、ナットの緩みなど異常が無いかを定期的に点検し、ナットの増し締めを行ってタイヤの脱落事故を防ぎましょう

- 急ブレーキ、急ハンドル、急発進はスリップの原因となります。
特に日陰や橋の上、トンネルなどでは、路面が凍結している場合がありますので注意が必要です。

● 歩行者の皆さんへ

- ドライバーから少しでも早く見つけてもらえるように、外出するときは明るい色の服装や反射材を身に付けて、自分の存在を目立たせましょう。
- 横断歩道を渡るときは、手をあげる等の合図（ハンドサイン）をしてドライバーに道路を横断する意思を伝えましょう。
- 横断前の安全確認はもちろん、横断中も常に左右の安全を確認しましょう。

○ 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は悪質な犯罪です！
「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」
北海道から飲酒運転をなくしましょう。
- 二日酔いでの運転も「飲酒運転」です。アルコールチェッカーで確認するなど、身体にアルコールが残っていないことを確認しましょう。

